

知立市子ども・若者総合相談センターの設置及び運営に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、知立市（以下「市」という。）において子ども・若者及びその家族等の関係者が社会生活を営む上で抱える悩みや課題に対し、福祉、教育、保健、医療、雇用等の関係機関が連携することにより効果的に円滑な支援を行えるようにするため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第13条で規定する子ども・若者総合相談センターを設置するとともに、その運営について定めることを目的とする。

（名称）

第2条 市に設置する子ども・若者総合相談センターの名称は、知立市子ども・若者総合相談センター（以下「センター」という。）とする。なお、センターを親しみやすいものとするため、愛称を設けることができるものとする。

（場所）

第3条 センターの設置場所は、知立市総合福祉センター（知立市八ツ田町泉43番地）内とする。

（事業）

第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) 居場所支援事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するにあたり市長が必要と認める事業

（対象）

第5条 センターが行う事業の対象となる者は、原則として、市内に在住、在学又は在勤の概ね39歳までの子ども・若者、子ども・若者の家族及び子ども・若者の生活に関わる者とする。

（日時）

第6条 センターの事業を実施する日及び時間は、原則として、月曜日から金曜日まで（12月29日から翌年の1月3日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、事業の適切な実施にあたり必要な場合は、この限りでない。

掲載時点（2026年1月9日）のものにつき、審査の中で趣旨を変えない程度で修正される可能性があります。

（費用）

第7条 センターが行う事業を利用する者（以下「利用者」という。）の費用負担は、原則として、無料とする。ただし、利用者の支援に必要であり、事前に市長の承認を得た場合に限り、当該利用者に費用負担を求めることができる。

（委託）

第8条 市長は、センターが行う事業の全部又は一部を、適切に運営することができると認められる者に委託して実施することができる。

（職員）

第9条 センターには、センター長、相談員及び支援員（以下「職員」という。）を配置する。

2 職員は、福祉、教育、心理、障がい等に関する知識を有し、相談支援業務の技術・経験等のある者又は業務を実施するにあたり十分な能力を有すると認められる者でなければならない。

3 センター長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 社会福祉士
- (2) 精神保健福祉士
- (3) 保健師
- (4) 公認心理士
- (5) 臨床心理士
- (6) キャリアコンサルタント
- (7) 教員免許保持者
- (8) 市長が前各号に掲げる者と同等の能力をもつと認める者

（連携）

第10条 センターは、知立市子ども・若者支援地域協議会その他の関係機関及び団体等と連携して利用者の支援を行うものとする。

（遵守事項）

第11条 職員又は職員であった者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、常に個人情報の適切な管理に努めなければならない。

2 職員は、事業の実施にあたって、子ども・若者の意思及び人格を最大限尊重しなければならない。

3 センターは、知立市総合福祉センターの利用にあたって、その指定管理者の指示に従わなければならない。

掲載時点（2026年1月9日）のものにつき、審査の中で趣旨を変えない程度で修正される可能性があります。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。